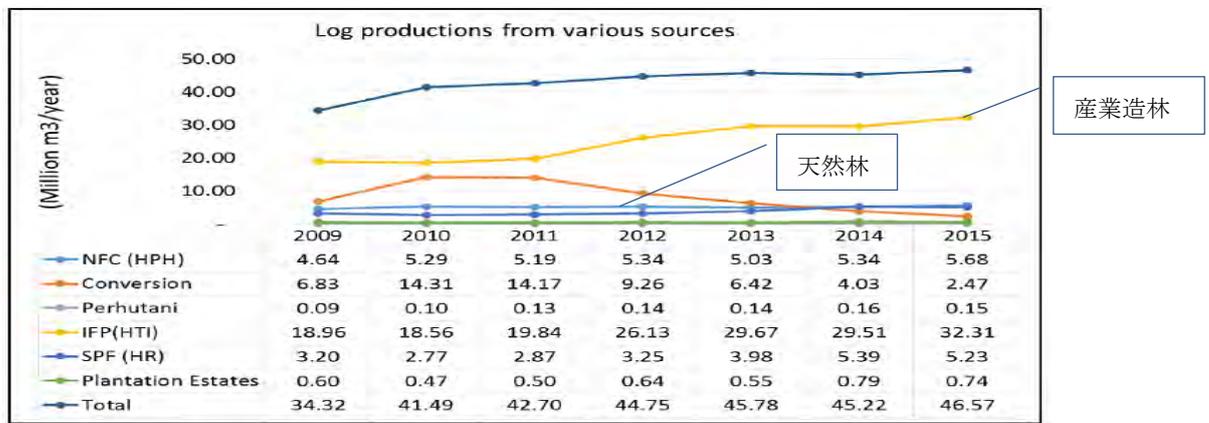


4.2 インドネシア

4.2.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

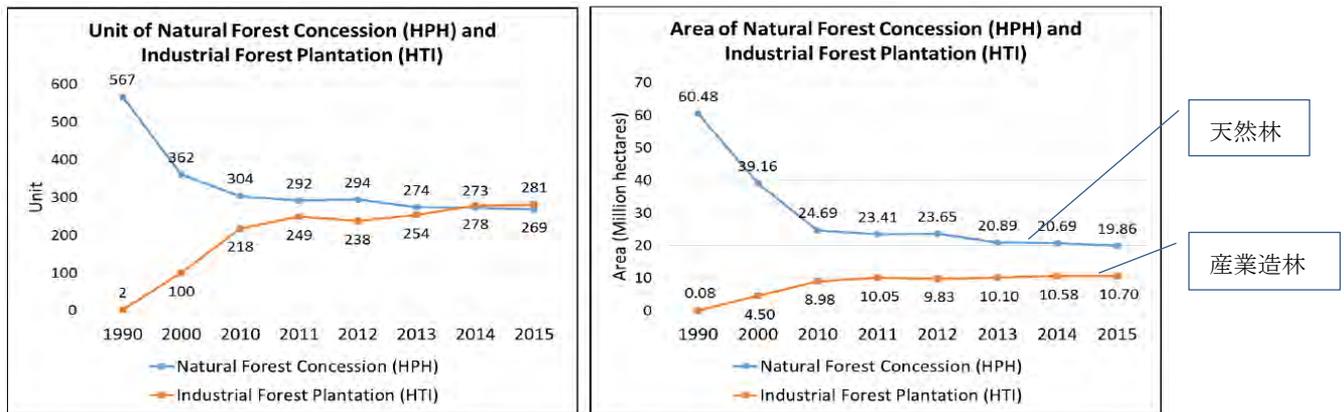
インドネシア（以下、イ国）では、従来から国有天然林が木材生産の中心的な役割を果たしてきたが、近年はその箇所数、面積共に減少しており産業造林の役割が高まっている（図 4.2.1、図 4.2.2 参照）。



Source: Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.1 分野毎の丸太生産量



Source: Directorate General of Sustainable Production Forest Management, MoEF (2016)

箇所数の推移

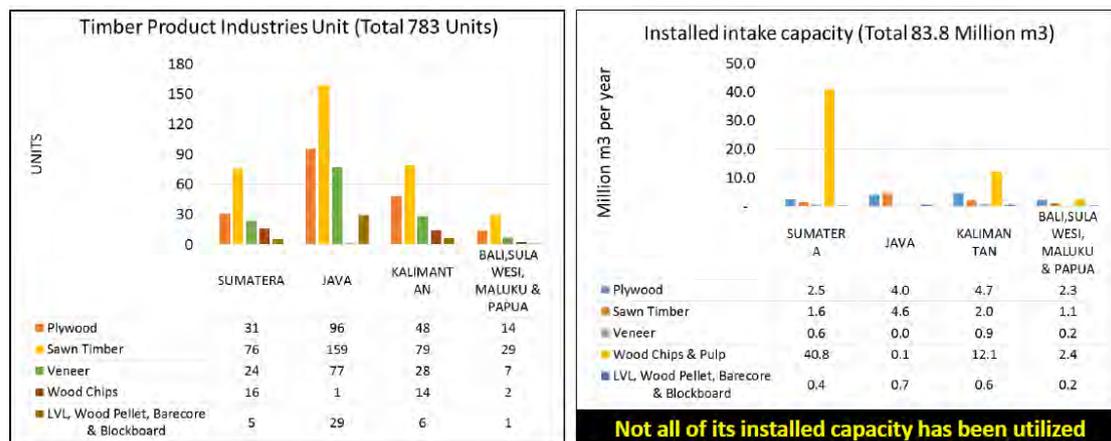
面積の推移

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.2 天然林コンセッション¹と産業造林

¹ 木材生産における事業許可は表 4.2.6 にあるとおりであり、その中で天然林コンセッションは天然林事業許可（IUPHHK-HA）にあたる。

木材製品の生産能力を工場数で見ると 2016 年のデータでは総数 783 となっており、製材工場、合板工場、ベニア工場が主なものである。最大生産能力で運転している訳ではないが、年間生産能力 (m³) をみるとチップ・パルプが圧倒的に多く、次に合板となっている。



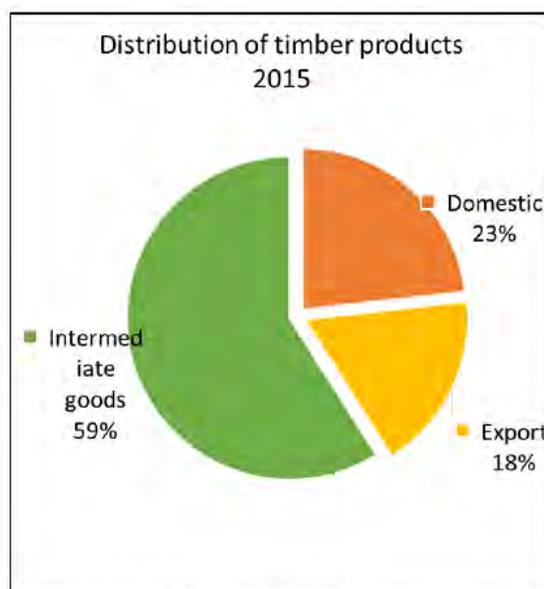
Source: Release Data for Semester I 2016, Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

13

工場数 年間生産能力 (m³)
 出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.3 木材産業種別の工場数と生産能力

これらの木材製品の内、国内消費に向けられるのが全体の 23%、中間製品製造に向けられるのが 59%、輸出向けは 18%となっている (図 4.2.4 参照)



Source: Directorate General SPFM (2016)

16

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.4 木材製品の流通

2) 木材貿易の現況

イ国の木材製品の輸出を米ドルベースで見ると、最も多いのが合板、次にパルプとなっている（図 4.2.5 参照）。ITTO のデータでも合板の輸出額が多いことを示しており、2015 年、2016 年もその傾向は同じである（表 4.2.1 参照）。木材二次加工製品については、家具が最も多い（表 4.2.1 参照）。



Source: Center Bureau of Statistic (2014)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.5 木材製品輸出額

表 4.2.1 インドネシアからの木材製品別の輸出

上段：1,000US\$ 下段：1,000m³

種類	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
丸太	17,106	10,765	25,645	13,426	22,574
	70	41	67	59	17
製材	417,365	329,905	403,303	351,877	339,142
	1,011	741	568	465	443
ベニア	38,633	40,423	37,507	47,332	38,457
	18	20	17	35	33
合板	1,814,543	1,920,613	2,059,900	2,070,155	2,243,465
	2,654	2,742	2,751	2,780	2,998

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成

表 4.2.2 インドネシアからの二次加工木材製品別輸出額

(1,000US\$)

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木製家具	1,559,464	1,788,878	1,557,752	1,496,664	1,399,154
木製建築資材	315,786	330,434	341,399	355,271	341,802
モールディング	568,160	510,495	616,508	613,754	557,015
籐・タケ製品	361,473	305,168	255,554	155,293	155,293 注
その他	462,894	697,811	862,335	864,752	857,928

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成
 注) ITTO の原資料にも "Repeated Data" として掲載されているため、ここでも同じ数量を掲載した。

イ国からの木材製品の輸出先の主な国は、中国、日本、米国、韓国となっており、日本は2番目の輸入国(表 4.2.3 参照)であり、重要な貿易相手国となっている。日本がイ国から輸入している木材製品のなかでは合板の割合が最も高く6割前後ではあるが、近年その割合は低下傾向である(表 4.2.4)。

表 4.2.3 インドネシアからの木材製品国別輸出額上位 10 か国

1,000US\$

順位	2015年		2016年	
1	中国	2,181,168	中国	2,034,548
2	日本	1,361,691	日本	1,284,645
3	米国	1,099,090	米国	836,849
4	韓国	574,097	韓国	550,753
5	豪州	340,097	インド	368,166
6	サウジアラビア	334,494	豪州	337,101
7	マレーシア	311,313	マレーシア	331,325
8	台湾	295,381	台湾	299,713
9	インド	287,085	英国	222,025
10	英国	222,293	ベトナム	196,137

出典：インドネシア SILK WEB site のデータから作成

表 4.2.4 日本のインドネシアからの木材製品別輸入額

億円

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木材 ^{注1}	811	1,035	1,133	1,089	942
丸太	0	0	0	0	0
製材	19	18	20	22	19
合板 ^{注2}	533	654	679	611	526
	66%	63%	60%	56%	56%
木材チップ	-	-	-	-	-
集成材	19	25	29	36	27

出典：林野庁 木材輸入実績から作成

注1) 輸入統計品目表第44類（木材及びその製品並びに木炭）の合計であり、表中の丸太以下集成材までの合計ではない。

注2) 合板の欄の下段は、木材製品に占める合板の占める率である。

4.2.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

イ国の行政は、中央、州及び県・市の3層構造であり、林業行政もそれぞれの層に担当部署が組織されている。中央集権的であった行政は、1990年代の終わりから急激に地方分権化が進められ混乱したと言われており、林業省を中心に行われてきた林業行政も同様である。林業省は2015年に環境省と統合され環境林業省となり、木材の合法性に関する業務は、環境林業省の「持続的生産林管理総局（Direktorat Jenderal Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）」の下にある「林産物加工・市場局（Pengolahan dan Pemasaran Hasil Hutan）」が主となって行っている。

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

森林の所有権区分は林業法（法41/1999）第5条第1項により国有林と権利林²の2つに区分されているが、ほとんどの森林は国有林である。また、森林は森林の持つ基本的な機能に分けて保護林³、保全林及び生産林に分けられている。さらに林業大臣規則

² 民有林に相当。

³ 林業大臣規則 No. 50/Menhut-II/2009 によると、保護林は「洪水防止、浸食抑制、海水侵入防止、土壌肥沃度の維持、水流調整などの生命維持システムの保護としての機能を有する森林」とあるため日本では「保安林」との表記が適当と考えるが、ここではインドネシアの森林を説明するときに通常使われ

No.50/Menhut-II2009 により、生産林は制限生産林、恒久生産林及び転換生産林に分けられている。それぞれの森林の区分の規準及び面積は表 4.2.5 のとおりである。

表 4.2.5 森林の区分

区分		面積（百万 ha）	率（%）
保護林（水源の保護、洪水・土壌侵食・海水侵入防備など）		29.637	23.5
保全林（国立公園、自然保護地域、野生生物保護地域など）		27.430	21.7
生産林	制限生産林（地形、土壌の状況により限定的な生産）	26.798	21.3
	恒久生産林（生産活動の対象）	29.251	23.2
	転換生産林（他用途に転換する森林）	12.942	10.3
	小計	68.991	54.8
計		126.058	100.00

出典：Statistical Year book of INDONESIA 2017 を参考に作成。

イ国の木材生産、木材加工に関する事業許可は下表のように区分されている。合法性を証明するにあたっては事業によって持続的森林管理証明書（S-PHPL）あるいは木材合法性証明書（S-LK）を持つことが必要となっている。持続的森林管理証明書（S-PHPL）の評価区分は、一定の評価規準に基づき評価された結果が「良」「中間」「悪」に分けられる。その中から「良」と「中間」が認可対象となっており「良」と評価された場合にはインセンティブとして伐採計画の提出が免除される。木材合法性証明書（S-LK）は「合」か「不可」となっている。

環境林業大臣令 P.30/Menhut/LHK/Setjen/PHPL.3/3/2016 の第 5 条では、持続的森林管理証明書（S-PHPL）に関し次のとおり規定している。

- 1) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。
 - a. IUPHHK-HA（天然林事業許可）
 - b. IUPHHK-HT（人工林事業許可）
 - c. IUPHHK-RE（生態系修復林事業許可）
 - d. 森林管理権者
- 2) 事業許可を得ている事業者が持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っていない場合には木材合法性証明書（S-LK）を取ることが必須。
- 3) 第 2 項で述べた木材合法性証明書（S-LK）の有効期間は 1 期（表 4.2.6 参照）だけであるため第 1 項で述べた事業許可を得ている事業者は持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取ることが必須。
- 4) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っている上記 1) a. から d. の事業者は木材合法性証明書（S-LK）が不要である。

ている保護林とした。

よって、持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取得していれば、それが木材合法性証明書（S-LK）に代わるものとされている。

また、同環境林業大臣令の第6条では、木材合法性証明書（S-LK）に関して次のとおり規定している。

ア. 木材合法性証明書（S-LK）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。

- a. IUPHHK-HKm（コミュニティ林事業許可）
- b. IUPHHK-HTR（コミュニティ土地事業許可）
- c. IUPHHK-HD（村落林事業許可）
- d. IUPHHK-HTHR（再生林事業許可）
- e. IPK/IPPKH（木材利用許可/林地賃貸利用許可）
- f. IUIPHHK/IPKR（木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業）
- g. IUI（産業事業許可）
- h. TDI（産業登録）
- i. TPT（登録木材集積場）
- j. 会社登録証（TDP）を持つ林産物業者
- k. IRT/Craftsmen（家内工業）
- l. 私有林所有者

イ. 林地賃貸利用許可（IPPKH）あるいは再生林木材利用許可（IUPHHK-HTHR）を含み木材利用許可（IPK）を持っている事業者は、作業許可を得た後に木材合法性証明書（S-LK）を取る義務がある。

ウ. 次の事業者で木材合法性証明書（S-LK）の未取得者は、供給者確認書（DKP）⁴を発行できる。

- a. 私有林所有者
- b. 家内工業者（IRT/Craftsman）⁵
- c. 次から木材が来る登録木材集積場（TPT）
 1. 木材合法性証明書（S-LK）/供給者確認書（DKP）を取得している私有林所有者、あるいは
 2. 持続的森林管理証明書（S-PHPL）/木材合法性証明書（S-LK）を取得している者
- d. 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者確認書（DKP）を持っている私有林からの素材を扱う木材利用事業許可（IUPHHK）、二次木材加工事業許可（IUI）⁶及び二次木材加工事業許可（TDI）⁷の事業者

⁴ 証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類。この書類は中央政府の管轄ではなく地方当局の所管となっており、その提出に当たっては地元村長のサインが必要となっている。

⁵ 投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで

⁶ 設備投資額 2 億 Rp 以上の規模

⁷ 設備投資額 2 億 Rp 未満の規模

- エ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び供給者確認書 (DKP) が添付された木材/木材製品を扱う会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、「ア」で示した供給者に対する検査により木材/木材製品の合法性を確実にする義務がある。
- オ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び「エ」で述べた会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、供給者に対して木材合法性証明書 (S-LK) の取得か供給者確認書 (DKP) の発行を支援する義務がある。
- カ. 「ウ」で述べた供給者確認書 (DKP) は、林産物にかかる行政当局が「Memorandum of Transport」所謂「原産地証明書 (SKAU)」として使い私有林からの木材に適用される。
- キ. 供給者確認書 (DKP) の発行手続きは、持続可能生産林管理総局長により規定される。

表 4.2.6 認証と事業許可の種類、有効期間と審査頻度

認証の種類	適用される事業許可	有効期間と審査頻度
合法木材認証 (S-LK)	IUPHHK-HKm (コミュニティ林事業許可) IUPHHK-HTR (コミュニティ土地事業許可) IUPHHK-HD (村落林事業許可) IUPHHK-HTHR (再生林事業許可) IPK/IPPKH (木材利用許可/林地賃貸利用許可) IUIPHHK/IPKR (木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業) IUI (産業事業許可) TDI (産業登録) TPT (登録木材集積場) 会社登録証 (TDP) を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen (家内工業) 私有林所有者	/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 3 年有効、12 か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については 6 年有効、24 か月毎に審査 /IPK (IPPKH を含む) 事業許可保有者に 1 年有効、6 か月毎に審査 /SKAU を持つ民有林の IUPHHK の場合は 6 年間有効、24 か月毎に審査 /年間 6,000m ³ を超える生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 3 年間有効、12 か月毎の審査 /年間 6,000m ³ までの生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp を超える投資額の IUI の場合には 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp までの投資額の IUI あるいは TPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には 6 年間有効、24 か月毎の審査 /私有林所有者及び IRT/Craftsmen の場合は 10 年間有効、24 か月毎の審査
持続的生産林管理認証 (S-PHPL)	IUPHHK-HA (天然林事業許可) IUPHHK-HT (人工林事業許可) IUPHHK-RE (生態系修復林事業許可) 森林管理権者	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 5 年有効、12 か月毎の審査。

出典：環境林業大臣規則 P. 30/MenLHK/Setjen/PHPL. 3/32016 から作成

林産関連事業は、上記の事業許可を得ていることが前提となる。また、林産物は、その

生産地、生産プロセス、加工、輸送及び貿易に関する事項などがイ国の法律及び規則に合っていることの検証により合法とされる。検証に関する規準、指標などは「持続可能生産林管理総局長」により定められている。環境林業省が運営する SILK の Web サイトから入手した「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」ではイ国の木材合法性の規準（英語版）が整理され、事業許可の種類に応じて 5 つの規準に区分（表 4.2.7 参照）されている。合法性の規準は、次表にあるとおり土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理、伐採計画、伐採許可などについて詳細に規定されている（表 4.2.8 参照）。また、同資料では木材などの製品のサプライチェーンの中で確認される書類が図 4.2.6 のとおり整理されている。

表 4.2.7 5 つの木材合法性の規準区分

許可型	事業許可のタイプ	土地所有/管理・利用形態	規準型
IUPHHK-HA/HPH	天然生産林からの木材の利用の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-HTI/HPHTI	産業植林の造成と管理の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-RE	森林生態系回復の許可	国有林/事業者	1
森林管理権	人工林管理権	国有林/事業者（国営企業）	1
IUPHHK-HTR	コミュニティあるいは個人の造林許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HKM	コミュニティ林管理の許可	国有林/コミュニティ	2
IUPHHK-HD	村有林管理の許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HTHR	再造林地からの木材利用許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
私有地	許可不要	個人所有で個人利用	3
IPK/ILS	非林地あるいは転換生産林からの木材利用の許可	国有林/個人利用	4
IUIPHHK	木材一次産業事業許可	適用無し	5
IUI Lanjutan or IPKL	第二次加工業設立と管理の許可	適用無し	5
TPT, TPT-KB, TPT-KO	登録木材/加工木材の貯木	適用無し	5
IRT	家内工業	適用無し	5
ETPIK Non-Producer	非生産者の登録輸出業者	適用無し	5

出典：林業省 SILK Web site「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

表 4.2.8 木材合法性の規準

合法性規準 1: 生産林におけるコンセッション

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1. 1-コンセッションエリアが生産林区域内であること	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) の有効性の提示	森林コンセッション権証明書 木材林産物利用許可の支払い証明 もしあれば土地利用許可の合法的証明	政府令 PP72/2010 林業大臣令 P12/2010 林業大臣令 P30/2014 林業大臣令 P31/2014 林業大臣令 P33/2014 林業大臣令 P76/2014	
	2. 伐採のシステムと手続きの遵守	2. 1-当局から承認された伐採区域での伐採計画	2. 1. 1-マスタープラン、年次作業計画の当局による承認された作業計画	承認されたマスタープランとその附属書 (技術的適任者による包括的な森林インベントリーに基づいて作成されたもの) 承認された年次作業計画 (マスタープランに基づき作成されたもの) 地図 (技術的適任者により作成された当該区域境界と配置が描かれたもの) 年次作業計画地のなかで伐採除外区域をしめす地図とこの地上作業の証拠 地図上で示した伐採区域が地上に明白に示されていることの確認	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011 林業大臣令 P33/2014
3. 丸太の輸送及び所有権の変更の合法性	2. 2-作業計画が有効	2. 2. 1-有効な作業計画を保持していること	木材林産物利用マスタープランとその附属書 (申請中のものでも可) 区域と搬出される天然林丸太材積が作業計画に沿っていること	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011	
		3. 1-全ての丸太が林内貯木場から第一次木材加工工場まで輸送されたことの明示、あるいは登録丸太輸送業者が、中間貯木場の経由を含み、確認され、そして有効な書類の携帯	3. 1. 1-伐採あるいは商業的に搬出された全ての大径木が木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
		3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	林内貯木場から第一次加工工場あるいは登録木材輸送者までに、中間貯木場の経由を含み、有効な輸送書類と付属資料が木材についていること	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
		3. 1. 3-森林利用許可地で伐採された丸太であること	木材行政マーク/バーコード (PUHH) が丸太に付いていること 木材行政記号/バーコードが使われていること	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014	

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		3.1.4-貯木場から搬出される全ての木材に有効な輸送書類が付いていること	有効な輸送書類	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
	3.2-商業伐採に関する料金支払い及び徴収の終了	3.2.1-木材生産に適用される再造林基金及び/あるいは森林資源費及び適用税金の支払いの証拠を提示できること	再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い命令書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払いのための預金の証拠及び支払い領収書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い額が木材生産量及び適用税に整合すること	政府令 PP22/1997 政府令 PP51/1998 林業大臣令 P18/2007 通商大臣令 22/M-DAG/PER/4/2012 政府令 PP59/1998
	3.3-島嶼間の輸送と取引	3.3.1-丸太を発送する者は島嶼間木材取引登録者 (PKAPT) であること	PKAPT 書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の連名令 22/2003
		3.3.2-丸太輸送船はイ国国旗を付け、有効な操船許可証を持っていること	船を特定できる証明と有効な許可であることを示す登録書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003
	3.4-V-Legal マーキングとの整合	3.4.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	林業大臣令 P43/2014
4. 木材伐採に関する環境と社会へのコンプライアンス	4.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	4.1.1-全事業区域をカバーする当局により EIA が承認されていること	EIA 書類	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		4.1.2-環境へのインパクトの緩和及び社会への貢献の行動を示している環境管理計画及び環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画及び環境モニタリング計画書類 環境管理計画及び重大な環境と社会へのインパクトへのモニタリングを示す証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
5. 労働に関する法律及び規則の遵守	5.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	5.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	5.2-労働者の権利の遵守	5.2.1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003 人材と移住省令 16/2001
		5.2.2-集団労働協定	労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		5. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。

合法性規準 2：生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 地域とその利用権の合法性	1. 1-森林管理ユニットは生産林区域である	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) が有効であること	森林コンセッション権証書 木材生産利用許可のための支払い証書	林業大臣令 P37/2007 林業大臣令 P49/2008 林業大臣令 P12/2010 林業大臣令 P55/2011
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	林業大臣令 P43/2014
2. 伐採システムと手続きの整合性	2. 1-当局により承認された伐採区域における伐採計画	2. 1. 1-当局による年間作業計画書が承認されていること	承認された年間作業計画書	林業大臣令 P62/2008
			年間作業計画における伐採搬出を示す地図と現場での実施を示す証拠	
	伐採区域が現地に表示され明らかに確認できる			
	2. 2-作業計画書の有効性	2. 2. 1-法令に則った有効な作業計画書であること	木材林産物利用マスタープランとその附属書（申請中のものでも可） 木材用地として造成されるエリアにおいてその位置と木材搬出量が作業計画と整合すること	林業大臣令 P62/2008
	2. 2. 2-伐採機材の承認が有効であり現地で確認できること	機材と機材輸送の許可	林業大臣令 P53/2008	
	2. 3-林内貯木場から一次加工工場へあるいは登録木材取引業者（中間貯木場の経由を含み）への移動する全ての木材が現	2. 3. 1-伐採あるいは商業的に搬出された大径材の全てが木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
	地で確認できかつ有効な書類が付いていること	2.3.2-許可された区域から搬出された全ての木に合法的な輸送書類があること	林内貯木場から中間貯木場、中間貯木場から一次加工工場あるいは登録木材業者への合法輸送書類及び関連附属書	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
		2.3.3-森林利用許可証に記載された区域で伐採された丸太であること	丸太への木材行政マーク/バーコード (PUHH) があること 一貫した木材マーキングの適用	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
		2.3.4-貯木場から搬出される木材に木材輸送書類があること	木材一覧の木材輸送書類への添付	林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
	2.4-木材の商業伐採に課せられる料金、税が支払われていること	2.4.1-木材生産量に応じた森林資源料及び税金の支払いの証拠があること	森林資源料請求書 森林資源料支払額の木材生産量と適用される税金額の整合	林業大臣令 P18/2007 商務大臣令 22/2012
	2.5-V-Legal マーキングとの整合	2.5.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	林業大臣令 P43/2014
3. 木材伐採に関して環境と社会分野へのコンプライアンス	3.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	3.1.1-作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	EIA 書	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3.1.2-環境へのインパクトを軽減しかつ社会への便益を与える環境管理とモニタリング報告書があること	環境管理とモニタリング書類 重要な環境及び社会インパクトに関する環境管理とモニタリングの実施の証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
4. 労働に関する法律及び規則の遵守	4.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	4.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	4.2-労働者の権利の遵守	4.2.1-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 3：私有林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 木材所有権の有効性	1. 1-木材伐採区域の所有権の合法性と土地所有権	1. 1. 1-所有者が所有権あるいは土地の利用権を証明できる	有効な土地所有権、あるいは土地所有記録（当局が認めた土地権利書） 耕作権 会社設立証書 取引業に関わるビジネス証（SIUP） 会社登録証（TDP） 納税登録書（NPWP） 私有林区域と地上境界を示す地図	法 5/1960 林業大臣令 P33/2010 政府令 PP12/1998 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 法 6/1983 林業大臣令 P43/2014	
		1. 1. 2-管理ユニット（個人有あるいは集団有であれ）が有効な木材輸送書類を示すこと	木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012	
		1. 1. 3-権利の移転あるいはその区域の所有権の移転に先立ち課金される支払いの証拠を示す	再造林基金及び/あるいは森林資源料及び立木伐採の国家への保障支払いの証拠	林業大臣令 P18/2007	
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	林業大臣令 P43/2014	
	1. 3-V-Legal マーキングとの整合	1. 3. 1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	林業大臣令 P43/2014	
	2. その区域が耕作権の対象となっている場合に労働法令の遵守	2. 1-労働安全と健康（OSH）の要求事項を満たしていること	2. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSG 手続きの実施 OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
2. 2-労働法を遵守していること			2. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003
2. 2. 2-集団労働協定			労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011	
3. 2. 3-若年者の非雇用		若年労働者がいないこと	法 23/2003 法 13/2003 法 20/2009		

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
3. 木材伐採に関して環境と社会へのコンプライアンスの遵守	3.1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は承認された環境アセスメント (EIA) を持っていること及びその中で確認された対策が実施されていること	3.1.1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	適用可能な EIA	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3.1.2-土地耕作権者は、環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書 環境管理計画とモニタリングの実施証拠	政府令 PP27/2912 環境大臣令 05/2012

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 4：非森林区域あるいは転換生産林における木材利用権のための規準

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1.1-森林の法的地位を変更することなく非森林区域内での木材伐採許可	1.1.1-リース区域におけるその他の法的許可 (ILS) / 転換許可 (IPK) の下で認可された伐採施業 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	リース区域での伐採施業のための ISL/IPK 許可 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) リース区域の ISL/IPK 許可証に地図の添付及び現地に合っていることの証拠	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P18/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012	
		1.2-森林の法的地位の変化に繋がる非森林区域内部での木材伐採許可	1.2.1-土地転換許可 (IPK) の下で認可された木材伐採 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換区域における IPK IPK に添付された地図 森林の法的地位の認可転換書類 (この要求事項は IPK 許可を受けている者及び事業許可を受けている者に適用)	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P33/2010 林業大臣令 P14/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012
	1.3-非森林ゾーンにおける木材伐採許可	1.2.2-移住地のための転換許可 (IPK)	1.2.2-移住地のための転換許可 (IPK)	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
			1.3.1-非森林ゾーンにおける土地転換許可 (IPK) のもとで認可された木材伐採	IPK の計画書 許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換地域における IPK	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P14/2011 環境大臣令 05/2012

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			IPK に添付された地図	
		1. 3. 2-移住地のための転換許可	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
2. 伐採と木材輸送が合法的なシステムと手続きに合っている	2. 1-IPK/ILS 計画と実施方法が土地利用計画に沿っていること	2. 1. 1-IPK/ILS によってカバーされる区域の作業計画が承認されていること	IPK/ILS 作業計画書類 機材許可の有効性	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P53/2009
		2. 1. 2-輸送される木材が有効な土地転換許可区域あるいはその他利用許可 (IPK/ILS) 地から搬出されたものであることを示すことができること	森林インベントリー書類 木材生産報告書 (LHP)	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P41/2014
	2. 2-政府課金及び税金の支払い、木材輸送要求事項の遵守	2. 2. 1-支払いの証拠	森林資源料の支払い命令書 森林資源料の支払い証明書 森林資源料の支払額が伐採量及び適用税金に見合うこと	林業大臣令 P18/2007
			2. 2. 2-有効な木材輸送書類	小径木の木材輸送状 (FAKB) 及び丸太リスト 大径木の木材合法性証明書 (SKSKB) 及び丸太リスト
	2. 3-V-Legal 印の整合性	2. 3. 1-V-Legal マーキングの実施	V-Legal 印がそれぞれに付けられていること	林業大臣令 P43/2014
3. 労働法令の遵守	3. 1-労働安全と健康 (OSH) の要求事項を満たしていること	3. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSH 手続き OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材及び移住省令 8/2010 人材及び移住省令 609/2012
	3. 2-労働法を遵守していること	3. 2. 1-企業の若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 5：一次及びそれ以上の森林関連の加工業及び商社

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 事業体が木材の合法取引を支えている	1. 1-木材林産物加工業者が次の有効な許可を得ている。 a. 加工業及び/あるいは b. 加工品の輸出業	1. 1. 1-加工業者は有効な許可を得ていること。	会社の設立証書及びその証書の最終改訂版	法 6/1983 法 3/2014 政府令 PP74/2011 政府令 PP27/2012 法と人権省大臣令 M. 01-HT. 10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 工業大臣令 41/2007 内務大臣令 27/2009 通商大臣令 39/2011 環境大臣令 05/2012 通商大臣令 77/2013 林業大臣令 P9/2014 林業大臣令 P55/2014
			通商事業に関わるための許可（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可。それは工業事業許可（IUI）あるいは永続事業許可（IUT）あるいは工業登録証明書（TDI）でも可	
			迷惑行為/妨害行為許可（操業地周辺の環境に影響を及ぼしている事業に発行される許可）	
			会社登録証明書（TDP）	
			納税者確認番号（NPWP）	
			環境影響評価書の有効性	
工業事業許可証（IUI）あるいは永続事業許可証（IUT）あるいは工業登録証明証（TDI）の有効性				
		1. 1. 2-木材加工品の輸出業者は木材生産者及び木材産品輸出業者として有効な許可を得ていること	輸出業者は、林産物の登録輸出業者としての権利を得ている。	通商大臣令 P97/2014
	1. 2-家内工業がインドネシア国の法的な組織である	1. 2. 1-家内工業主が正式な組織であることを示すこと	ID カード	林業大臣令 P43/2014
	1. 3-木材林産物の輸入業者は有効な許可の保持とデュー・ディリジェンスを実施していること	1. 3. 1-木材林産物の輸入業者は有効な許可を持っていること	輸入業者は登録輸入業者であること	通商大臣令 78/2014
		1. 3. 2-輸入業者はデュー・ディリジェンスのシステムを持っていること	輸入業者はデュー・ディリジェンスのガイドライン/手続き書を持ちその実施について証拠があること	林業大臣令 P43/2014
	1. 4-登録倉庫業者あるいは登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	1. 4. 1-登録倉庫業者は有効な許可証を持っていること	州・郡林業事務所長の許可証	林業大臣令 P30/2012 林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
		1.4.2-登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	会社設立証及び会社設立証の修正版 貿易業許可証（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可証 会社登録証明書（TDP） 納税者番号（NPWP） 林産加工物の非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）であることの取引業者登録証 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者宣言書（SDoC（DKP））を持っている非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）の小規模加工業者との供給合意書あるいは契約書	法 6/1983 政府令 PP74/2011 法と人権省大臣令 M.01-HT.10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 通商大臣令 39/2011 通商大臣令 77/2013 林業大臣令 P43/2014 通商大臣令 97/2014	
		1.4.3-事業者は環境影響評価書（EIA）を持っている	環境影響評価書（EIA）	政府令 PP27/2012 環境大臣令 13/2010 環境大臣令 05/2012	
	1.5-事業者グループ：SME あるいは職人/家内工業あるいは倉庫のグループ あるいは 組合：職人/家内工業は、合法的に登録されているかあるいは設立の証拠がある 注）非生産者登録輸出業者には適用しない	1.5.1-グループあるいは組合としての事業者は合法的に設立されていること	設立の証拠あるいは書類 組合の場合には納税者登録証（NPWP）	林業大臣令 P43/2014	
		1.5.2-組合の組織構造	組織構造に関する組合の決定書	林業大臣令 P43/2014	
		1.5.3-組合事業の型	組合事業計画書あるいは組合型を示す書類	林業大臣令 P43/2014	
		1.5.4-各組合メンバーを正式に証明するもの	ID カード	林業大臣令 P43/2014	
	2. 事業者が木材の原産地まで確実に追跡できる木材トラッキングシステムを持っている	2.1-林産物を追跡できるシステムがあり運用されている	2.1.1-事業者は木材が合法なところから来たものであることを示すことができる	売買記録及び・又は原材料の供給契約書及び・あるいは購入の証明書 木材輸送に関する承認報告書及び・又は輸送の証拠あるいは木材の検査に関する公式報告書、林産物の合法性宣誓書 輸入木材には供給者の確認宣誓書あるいは合法証明書（S-LK）がついていること 注）職人あるいは家内工業の場合には 木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012 林業大臣令 P9/2014 林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014 林業大臣令 P78/2014

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			建造物の解体から出たもの、地中から掘り起こしたものと及び埋木の利用であることを示す 地方行政官からの公式報告書と整合する輸送書類 (Nota) 産業廃棄木材のための Nota 様式での輸送書類 丸太、木材、林産物の貯蔵中における変化に関する書類 合法性証明書 (S-PHPL/S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 第一次加工のための原材料在庫計画 (RPBBI) あるいは支援書類	
		2.1.2-輸入業者は輸入材が合法原産地からの木材であることを証明する有効な書類を持っていること	輸入通知書 (PIB) パッキングリスト インボイス B/L 輸入宣誓書及び輸入勧告書 輸入税の支払い証拠 取引が制限されている樹種に関する書類 (CITES 許可証を含む) 輸入木材の利用に関する証拠書類	大統領令 43/1978 通商大臣令 78/2014
		2.1.3-事業者が木材トラッキングシステムを用いて許可を受けた生産地でそれを運用している 注) 倉庫及び非生産木材登録者には適用しない	原材料及び生産物の集計表 注) 職人/家内工業には適用しない 加工製品の生産報告書 生産量が許可を受けた生産能力を超えないこと 押収材から生産された製品の隔離区分	工業大臣令 41/2008 林業大臣令 P30/2012 林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014 林業大臣令 P55/2014
		2.1.4-他者 (他産業、職人/家内工業) が提供する木材トラッキングがある生産プロセス	合法性証明書 (S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 他社による生産プロセスのための契約書	林業大臣令 P48/2006 通商大臣令 36/2007 工業大臣令 41/2008

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			原材料の証明書 製品の隔離区分 原材料、生産プロセスに関する書類及び輸出が他者との契約によって行われる場合の適用場所	林業大臣令 P43/2014 林業大臣令 P55/2014
	2. 2-加工木材品の供給者から非生産登録輸出業者への移動	2. 2. 1-事業者はその製品が合法的な産地からのものであることを証明できること	製品は、合法性証明書 (S-LK) あるいは SDoC (DKP) を持っている登録非 ETPIK から購入したものであること 輸送書類 製品貯蔵所における収支書類/報告書	林業大臣令 P43/2014
3. 取引あるいは木材加工品の所有権の変更の合法性	3. 1-国内市場への木製品の取引あるいは輸送が法制度に沿っていること	3. 1. 1-国内市場への木材取引あるいは輸送が輸送書類に沿っていること	輸送書類	林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003, KM3/2003, 33/2003 林業大臣令 P30/2012 林業大臣令 P41/2014 林業大臣令 P42/2014
	3. 2-輸出される加工木材の発送が法制度に沿っていること 注) 職人/家内工業及び倉庫には適用しない	3. 2. 1-輸出通知書 (PEB) 付の輸出の加工木材の出荷であること	輸出品 PEB パッキングリスト インボイス B/L (Bill of Lading) 輸出ライセンス (V-Legal) 技術的検証が必須である製品についての技術的確認結果 (調査報告書) 必要な場合の輸出税納付済みを示すもの 取引が制限されている物に関するその他関連書類 (CITES 許可証を含む)	法 17/2006 (税関) 大統領令 43/1978 林業大臣令 447/2003 財務大臣令 223/2008 税関総局長令 P-40/2008 税関総局長令 P-06/2009 通商大臣令 P50/2012 通商大臣令 P97/2014
	3. 3-V-Legal マークへのコンプライアンス	3. 3. 1-V-Legal マークの実施	V-Legal マークがそれぞれに応じて適用されている	林業大臣令 P43/2014

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
4. 加工業に関する労働法規の遵守	4. 1-業務の安全と健康（OSH）への要求事項の履行	4. 1. 1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続き あるいは 職人/家内工業には救急用具及び安全機材	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 8/2010 人材と移住省令 609/2012
			OSH 手続きの実施	
			事故記録 注) 職人/家内工業には適用しない	
	4. 2-労働者の権利の遵守 注) 職人/家内工業には適用しない	4. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 2-集団労働協定書あるいは企業の労働者権利に関する政策があること	法 13/2013 人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。